

国立公文書館の組織の在り方について


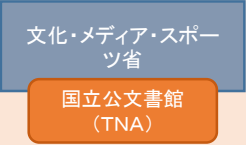

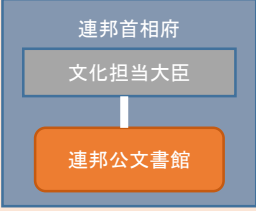
資料 3

	現状	(国の行政機関の場合)
業務運営	主務大臣が毎年度定める目標を達成するための計画に基づき、個別法に定められた業務を館長の総理の下で実施	(各府省設置法に定められた業務を実施)
組織の長	主務大臣による任命	(法令に基づき定められた任命権者が任命)
財務	運営費交付金等の国費、民間からの寄付、事業収入等	(国費)
定員管理の仕組み	運営費交付金の範囲内 (法令に基づく定員管理の対象外)	(法令に基づく定員管理を実施)
立法府文書の扱い	立法府文書・司法府文書の移管については、内閣総理大臣とそれぞれの長の協議による定めに基づき実施 (司法府については実施中)	
人材の育成・確保	専門性のあるアーキビスト等の採用の拡大、育成を図っている	

【参考】平成21年6月23日参議院内閣委員会公文書管理法案審議附帯決議

二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。

【参考】各国国立公文書館における組織形態

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
設立年	1971年	1934年	1838年	1790年	1919年
所管機関	<p>内閣府所管の独立行政法人</p> 	<p>連邦政府の独立機関</p> 	<p>文化・メディア・スポーツ省所管政府機関兼エグゼクティブ・エージェンシー</p> 	<p>文化通信省の全国管轄部局※の1つ</p> <p>※中央と地方出先機関の中間的役割を担う組織</p> 	<p>連邦首相府(文化担当国務大臣)の下に置かれた国家機関</p> 
根拠法令	<p>国立公文書館法(1999) 公文書管理法(2009)</p>	<p>連邦記録法(1950)等</p>	<p>公記録法(1958)</p>	<p>文化遺産法(2004)</p>	<p>連邦公文書保存利用法(1988)</p>

(参考) 各国国立公文書館における施設の役割分担

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保存</u>は、<u>2館</u>(東京本館及びつくば分館)で、<u>書庫面積・利用頻度等を考慮</u>して実施 ・<u>修復、利用、展示等の各種機能</u>は主に本館に集約(分館においても付随的に実施) <p>※外交史料館、宮内公文書館を含む「国立公文書館等」(13施設)は別組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保存</u>は、ユーザー層や利用動態を意識しつつ、<u>時代別・媒体別に保存する場所を選択</u> ・<u>その他の機能</u>は本館と新館で<u>役割分担</u> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本館(ワシントンDC) →展示・学習機能</p> <p>新館(メーランド州) →閲覧利用機能</p> </div> <p>※このほか地域分館(14)、レコードセンター(17)、大統領図書館(13)が存在</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保存も含め<u>各種機能</u>を<u>本館</u>(ロンドン郊外)に<u>集約</u>(かつては複数の施設に分散していたが、2008年に本館を改築し集約化) <p>※スコットランド、北アイルランドの公文書館は別組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保存と利用、調査研究</u>は<u>3館</u>(パリ、フォンテーヌブロー、ピエールフィット)で<u>所蔵資料のまとまり毎</u>に実施 ・<u>展示</u>は<u>2館</u>(パリ、ピエールフィット)で実施 ・<u>組織管理機能</u>は<u>1館</u>(ピエールフィット)に<u>集約</u> <p>※このほか国立海外文書館 国立労働文書館が存在。国防省公文書館、外務省公文書館は別組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保存と利用</u>は<u>各館</u>(コブレンツ本館、ベルリン本館、軍事公文書館、映画資料館ほか全国9施設)で<u>所蔵資料のまとまり毎</u>に実施 ・<u>総務部門、サービス管理部門</u>はベルリン本部とコブレンツ本館に<u>集約</u> <p>※シュタージ(*)文書管理庁と外務省政治資料館は別組織</p> <p>(*)旧東ドイツで秘密警察を統括した国家保安省の略称</p>